第6章 下松市成年後見制度利用促進計画

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進計画)として位置付け、施策に取り組みます。

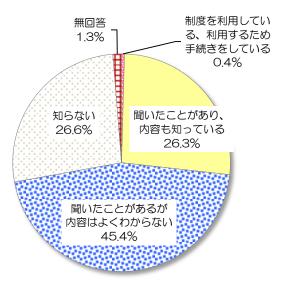
◆◆ 現状と課題 ◆◆

成年後見制度は、精神上の障害によって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所の手続きにより成年後見人等を選任し、本人に代わって契約を結ぶことや本人の誤った判断による行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。また、人生100年時代と言われる中、認知症の人の増加やひきこもりの子どもの親が死亡した場合など、本人の権利と利益を守るために成年後見制度は大きな役割を担います。本市では、成年後見制度利用の必要な事例が増え、市長申立て実施件数も増えています。平成 28 年度から後見人報酬助成を実施しています。

アンケート調査では、成年後見制度について「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した人の割合は 45.4%であり、「知らない」と回答した人の割合 26.6%を合わせると、70%以上の人が成年後見制度の内容をよく知らないと回答しています。また、「判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を使用したいと思いますか」の質問に対し「分からない」と回答した人の割合が 48.1%でした。一方、「利用したくない」と回答した人の割合は 24.3%で、主な理由として「家族がいる」と回答した人の割合が高くなっています。

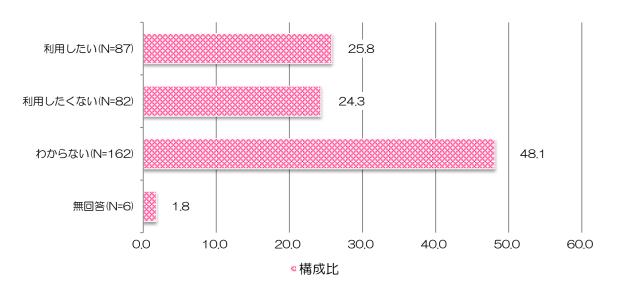
【成年後見制度について】

(回答数:N=467、単位:%)



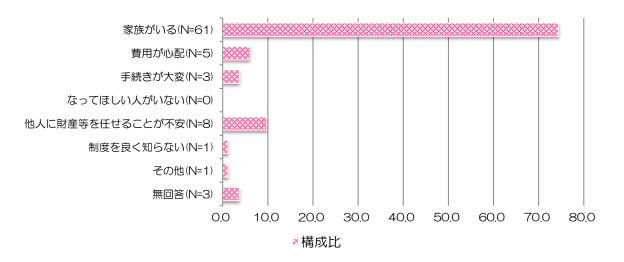
【成年後見制度の利用】

(回答数:N=337、単位:%)



【成年後見制度を利用したくない理由】

(回答数:N=82、単位:%)



◆◆ 施策の方向性 ◆◆

■地域連携ネットワークの構築

親族、福祉・医療、地域の関係者は、日常生活の中で本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、関係機関などと連携して、本人が必要としている成年後見制度の支援と各種サービスの提供などを包括的・一体的に行うことにより、本人が抱える生活課題の解決を目指します。

市民・地域・行政、家庭裁判所、民間・企業の三者が一体的に連携・協力し支援を行う地域連携ネットワーク体制の構築を図るとともに、地域連携ネットワー

クに関係する機関は、成年後見制度に関する広報、権利擁護総合相談、成年後見制度利用促進、後見人支援などの取組の推進を図ります。

地域連携ネットワークの中核機関を位置付け、地域や民間企業など、家庭裁判所、専門職である弁護士・司法書士・社会福祉士などと連携強化に努め、成年後見制度に関する支援策を推進するための情報集約、困難ケースに対処するための体制の整備などを行う協議体の創設を図ります。

「下松市地域包括支援センター」では、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族などが成年後見人等選任の申し立てを行うことが見込めない場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等選任の申し立てを行っています。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 成年後見制度の周知・啓発

●高齢者の更なる高年齢化などに伴い、今後、成年後見制度の必要性は更に高くなることが予想されます。市広報「潮騒」への掲載、チラシなどの作成、市民出前講座の活用など、成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の利用を図ります。

2 地域連携ネットワーク体制の構築

●権利擁護が必要な市民の発見・支援などに資する地域連携ネットワークの構築及びその中核となる機関の整備を図ります。

3 成年後見制度利用支援事業の推進

●市民が安心して成年後見制度を利用できるように、成年後見制度の利用が必要であるが申立人がいない場合や経済的理由で制度利用が難しい場合には、市長申立手続きや親族以外の後見人などに対し報酬を助成します。